

国際会計基準の正統性モデルとその構成要素の相互作用に関する一考察

真田 正次

I はじめに

2007年のサブプライムローン問題に端を発する金融危機（あるいは信用危機）に関連して、金融商品の時価評価（公正価値評価）が批判の対象となり、会計が大いに注目されることとなった。具体的に議論の対象となったのは、時価・公正価値¹⁾の算定方法に関する問題と金融商品の保有目的区分の変更に関する問題であった。特に後者の問題に関しては、欧州からの政治的圧力に屈して、国際会計基準審議会（以下、IASBとする）が従来の会計基準の変更を行ったため、そのガバナンスに対して各方面から重大な懸念が表明されることとなった。

本稿の目的は、IASBの金融危機への対応に関して、国際会計基準²⁾の正統性という観点から分析を行うことである。具体的には、会計の政治化により顕在化される会計基準設定や会計

規制のメカニズムを明らかにすることを目的としている。分析方法として、国際会計基準の正統性モデルを前提とし、分離・妥協・システムの優占という分析枠組みを利用する。分離とは、組織の構造あるいは活動を規定する原則間に緊張関係が存在する場合、状況やフェーズに応じて採用する原則を変更することである。妥協とは、原則間に緊張関係が存在する場合、それぞれの原則を修正することにより、解決を図ることである。また、システムの優占とは、原則間に緊張関係が存在する場合、つねにある原則を優先して利用することである。

本稿の特徴として、①金融危機に関する論考のサーベイを行い、問題点を明確化したこと、および②分離・妥協・システムの優占という枠組みを利用することによって、単なる会計の政治化といった議論からは見えてこない基準設定における複雑な構造を提示したこと、がある。

本稿の構成は、以下の通りである。第Ⅱ節において、本稿で取り扱う概念の明確化を行うとともに、分離・妥協・システムの優占という分析枠組みが提示される。第Ⅲ節において、具体的なケースとしてIASBの金融危機への対応を取り扱う。その中で、金融危機に関する研究者の発言と公正価値会計に関する簡単なサーベイを行い、問題点を明確化するとともに、上記枠組みでの分析がなされる。最後に本稿のまとめが行われる。

-
- 1) 本稿において、公正価値を、いわゆる市場価格よりも広い概念を指すものとして用いており、時価と区別せずに用いている。また、公正価値（時価）会計とは、資産（および負債）を貸借対照表日における公正価値で評価し、当該公正価値と簿価との差額（評価差額）を損益として計上することを意味している（公正価値の詳しい定義については、徳賀[2009a]を参照されたい）。
 - 2) 本稿の議論の中で、国際会計基準とは、国際会計基準委員会（IASC）と国際会計基準審議会（IASB）が設定した基準、具体的には国際会計基準（IAS）第1号から第41号、国際財務報告基準（IFRS）第1号から第9号、さらに付随する解釈指針等を指している。また、国際会計基準と同義でIFRSやIFRSsを適宜使い分けることとする。

II 概念の明確化

1 正統性・正統性モデル

国際会計基準の正統性とは、会計ルールとしての国際会計基準とその設定主体であるIASBをも包含した正統性、すなわち制度としての国際会計基準³⁾の正統性を意味している。また、本稿では、正統性を多数者間の関係に基づく合意への動機付けであると定義している。このような正統性は、カリスマや伝統あるいは合法性によって一意的に決定されるのではなく、その獲得のためには多数者による合意に達するための重層的な仕掛けや手続きを必要としている⁴⁾。また、この正統性は多層的なネットワークによって構成される現代的な規制システムを前提としている⁵⁾。

前稿(真田 [2008]・[2009])では、国際会計

3) 本稿では新制度学派組織論に依拠して、制度を特定状況において人々が従うべき目的・手段関係を指示する「合理的神話」(Mayer and Rowan [1977])と解釈している。また、Arnold [2009]は、制度の分析を行う場合に、ミクロ・レベル、メゾ・レベル、およびマクロ・レベルという3つのレベルを想定しており、本稿の議論との関連でいえば、IASBやIFRSを対象とした場合はミクロ・レベルの分析となり、制度あるいはシステムとしての国際会計基準を対象とした場合はメゾ・レベルの分析となる。

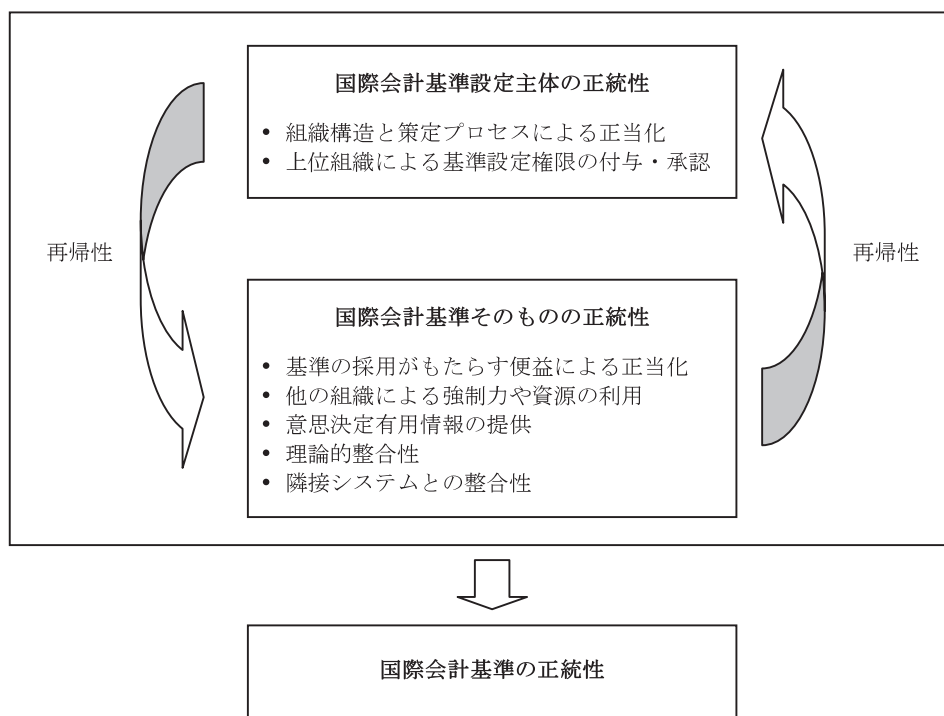
4) Suchman [1995]は正統性に対して類型化を行うとともに、その動的側面に注目して正統性の獲得(gaining legitimacy)、正統性の維持(maintaining legitimacy)、正統性の修復(repairing legitimacy)のための組織の戦略について論じている。そして、正統性を修復するための戦略には、①正常化のための説明(根拠)の提供(offer normalizing accounts)、②再構築(restructure)、および③パニックに陥らないこと(don't panic)を指摘している(Suchman [1995] pp. 597-599)。ここで含意されていることは、正統性が戦略的に獲得・維持・修復されるものとして理解されているということである。本稿においても、正統性をこのようなものとして考えている。

5) 詳しくは、真田 [2008]を参照されたい。

基準の正統性を分析するための枠組みとして、Tamm Hallströmの戦略モデルとSuchmanの正統性の3類型を参照した正統性モデルの提案を行った。正統性モデルでは、会計基準そのものの正統性と基準設定主体の正統性とを分けて議論している。会計基準そのものの正統性の具体的な構成要素には、①基準の採用がもたらす便益による正当化、②他の組織による強制力や資源の利用、③意思決定有用情報の提供、④理論的整合性、および⑤隣接システムとの整合性があった。他方、基準設定主体の正統性の具体的な構成要素には、①組織構造と策定プロセスによる正当化、と②上位組織による基準設定権限の付与・承認があった。さらにこの2つの正統性には「正統性を持った基準設定主体が設定する基準ゆえ、正統性を持ち得る」さらに「正統性を持った基準を設定する基準設定主体ゆえ、正統性を持ち得る」といった相互に前提とするような関係が存在しており、本稿ではこのような関係を再帰性(reflexivity)と定義している。

正統性モデルでは、財務諸表利用者のニーズを満たすことやデュー・プロセスを基準設定主体の正統性の構成要素である「組織構造と策定プロセスによる正当化」と位置付けている⁶⁾。しかしながら、基準設定が利用者のニーズに基づいて行われていること(利用者のニーズ)や策定プロセスの中に財務諸表の作成者や利用者といった利害関係者の意見を反映させる手続きが含まれていること(デュー・プロセス)は、「他の組織による強制力や資源の利用」を獲得するための重要な要件となっており、同時に基準そのものの正統性の重要な根拠となり得るた

6) 正統性モデルでは、基準設定主体が後述の組織化原則(第1表)に基づいて組織化されることを基準設定主体の正統性の構成要素の一つと想定している。詳しくは、真田 [2009]を参照されたい。また、デュー・プロセスに関しては、大石 [2000]が詳しい。



第1図 国際会計基準の正統性モデル

出所：筆者作成

め、2つの正統性をつなげる、すなわち再帰性をもたらし役割を果たしているといえる。

同様に、基準設定主体への「上位組織による基準設定権限の付与・承認」と基準そのもののへの「他の組織による強制力や資源の利用」は、現実的には同じ意味を持っており、2つの正統性をつなげる役割を果たしている。すなわち、プライベート・セクターであるIASBは、EUや証券監督者国際機構（IOSCO）から基準設定の承認を受けるとともに、自身が設定する基準に公的組織による強制力を適用することによって、あたかも公的な基準のように見せかけることによって、基準への準拠の拡大を図っているのである。

以上のように、正統性モデルは、ミクロ・レベルの会計基準そのものの正統性と会計基準設定主体の正統性が、再帰性を通じてメゾ・レベルの制度・システムとしての国際会計基準の正

統性をもたらししているというメカニズムを示している。また、従来の研究の特徴として、①IFRSの正統性とIASBの正統性を分離して考察する研究は皆無であり、組織の正統性を中心とした議論がほとんどだったこと、②IFRSもしくはIASBの正統性の構成要素としていくつか共通するものが指摘されているが、それらを構造的にとらえたものはないこと、が挙げられる。それに対して、正統性モデルでは、①IFRSの正統性とIASBの正統性を分離することによって、組織論に偏重していた正統性の議論に会計基準の中身と正統性との関係を分析する視点を導入したこと、さらに②再帰性という概念を導入することによって正統性の構成要素が有機的に機能するメカニズムを提示していること、がその特徴として指摘できる。

2 分離・妥協・システムの優占

Tamm Hallström [2004] は戦略モデルの第2の戦略に関する議論の中で、国際的な標準化組織が4つの組織化原則、すなわち①専門知識の原則、②代表性の原則、③利用者のニーズの原則、および④資金提供者の原則、によって組織化されていることを説明している。ここで、専門知識の原則とは、どのような標準が必要であるか、またどのようにしてこれらの標準が定式化されるのかという決定を行うのは専門家であり、決定の基礎となるのは専門的知識である、というものである。代表性の原則とは、標準設定活動にはさまざまな利害関係者が参加し、それにより標準化作業に影響を与えることが重要である、というものである。利用者のニーズの原則とは、標準設定が利用者のニーズに基づいてなされるべきである、というものである。さらに資金提供者の原則は、組織化の決定の基礎として資金提供者の利害が存在している、というものである (Tamm Hallström [2004] pp. 141-151)。そして、これらの原則は相互に関連して機能しており、ときに対立や矛盾といった緊張関係を生じる。さらに、このような緊張関係は、「分離」「妥協」「システムの優占」によって解決が図られることが指摘されている

(Tamm Hallström[2004] pp. 163-167)。

(1) 分離 (decoupling)

分離とは、原則間に緊張関係が存在する場合、状況やフェーズに応じて採用する原則を変更することである。

制度派的アプローチの重要な概念として、組織的同型化 (organizational isomorphism) がある。組織的同型化とは、「ある母集団の中の一つの組織を、同一の環境条件下にある他の組織へと類似化させようとする拘束的なプロセス」 (DiMaggio and Powell [1983] p. 149) のことである。このような同型化のプロセスに関する議論の中で分離という概念が提示されている。Meyer & Rowan [1977] は、組織的な正統性の危機において組織構造上の原則となる各要素と実際の活動との分離、あるいは各要素間の分離が行われることを指摘している (Meyer and Rowan [1977] p. 357)。ここで想定されていることは、組織構造を規定する原則と外部の技術的活動を規定する原則とのアノマリーや不一致である。そのため、分離を行うことによって、組織は実務的な要請によって活動を行いながら組織における正統化された構造を維持することが可能となるのである。

第1表 4つの組織化原則

4つの組織化原則	内容
専門知識の原則	どのような基準が必要であるのか、あるいはどのようにしてこれらの基準が定式化されるのかという決定に正統性を与えるのは専門家であり、決定の基礎となるものは専門的知識である。
代表性の原則	基準設定活動にはさまざまな利害関係者が参加し、それにより基準設定活動に影響を与えることが重要である。
利用者のニーズの原則	基準設定は利用者のニーズに基づいてなされるべきである。
資金提供者の原則	組織化の決定の基礎として資金提供者の利害が存在している。

出所：Tamm Hallström [2004] を参考にして、筆者が作成した。

Tamm Hallström [2004] は、分離が行われる具体的な状況として、①異なった場所あるいは異なったフェーズでの作業、②組織の公的イメージと日々の活動との相違の存在、および③対応すべき課題が異なっている場合、を挙げている (Tamm Hallström [2004] pp. 164-166)。

(2) 妥協 (compromises)

妥協とは、ある状況で原則間に緊張関係が存在する場合、それぞれの原則を修正することにより (妥協案を作成することにより) 解決を図ることである。妥協も、分離と同様に、同型化のプロセスの中で提示された概念である。

Paradis and Cummings [1986] は、米国におけるホスピス改革の進化の過程を組織的同型化の概念を用いて分析している。特に、強制的同型化 (coercive isomorphism) の過程の中で、「政府は新たに設計された社会サービス事業に対して単純にその基準を押し付けるわけではない。役人や支持者が解決策を見出そうとする中で、交渉や妥協のプロセスが発生する」(Paradis and Cummings [1986] p. 380) と指摘している。

Carpenter and Feroz [2001] も、米国の各州政府による会計基準 (GAAP) の導入過程を組織的同型化の概念を用いて分析し、GAAP 導入に対する制度的圧力への戦略的対応の一つとして「妥協」の存在を指摘している。

(3) システム的な優占 (systematic dominance)

システム的な優占とは、ある状況で原則間に緊張関係が存在する場合、つねにある原則を優先して利用することである。

Tamm Hallström [2004] は、専門知識の原則が国際会計基準委員会 (以下、IASC とする) の多くの活動において優位的地位にあること、そしてそれが他の原則と関連して緊張関係をもたらししていることを指摘している (Tamm Hall-

ström [2004] p. 166)。IASC の活動の中で原則間の緊張関係はさまざまな分離や妥協によって解決されることになるが、専門知識の原則は他の原則に対してつねに優先して採用される。そのため、例えば、組織が、スピードや効率性への要求に直面しながら同時にどのようにして専門家の規範を維持すべきかという問題に直面した場合、専門家の規範がつねに優先されることとなる。

ところで、原則間の緊張関係の解決が図られるときにこれらの概念は必ずしも独立して利用されるわけではない。例えば、フェーズごとの分離が行われた場合、あるフェーズでは特定の原則が優先的に利用され、他のフェーズでは原則間の妥協が図られるという場合がある。また、すべての状況においてある原則が優先的に利用されるが、ある特定のケースにおいては例外として分離が行われ、別の原則が採用される場合があり得る。

本稿では、上記の3つの概念を正統性モデルの各構成要素の関係を分析する際の枠組みとして援用することを試みている。

3 会計の政治化

会計の政治化とは、一般に「会計基準設定過程が利害抗争の場となっていること」(大石 [2000] 69 ページ) を意味する。会計の政治化に関しては多くの論者が研究を行っているが⁷⁾、これらに共通する前提として、①会計情報は、さまざまな利害関係者への利益の分配の指標という機能を持ち、各主体の経済的行動に対して重大なインパクトをもたらすため、本来、政治

7) 「会計の政治化」を論じた研究には、例えば、Solomons [1978]・[1983]、石川 [1990]、Hopwood [1994]、大石 [2000]、高寺 [2002]、Zeff [2002]、Armstrong & Jagolinzer [2005]、Whittington [2005]、大日方 [2007]、Fleckner [2008]、および Zimmerman et al. [2008] がある。

的なものである、また、②会計基準自体もさまざまな利害関係者間の抗争の中から生まれている、という2点が指摘できよう。

このように会計は「二重の意味で本質的に政治的」(大石 [2000] 33 ページ) であるため、会計の政治化をよりよく理解するために、①会計の政治問題化と②会計の政治過程化、を分けて考える必要性が指摘される(石川 [1990], 大石 [2000])。ここで、会計の政治問題化とは、「会計や会計基準がさまざまな利益集団間の政治的抗争の対象になる現象」(石川 [1990] 67 ページ) を意味し、会計の政治過程化とは、「外部利害関係者の会計基準設定過程への積極的介入」(石川, 同上論文) を意味している。例えば国際会計基準を対象とした場合、Hopwood [1994] は、IASB の設立と英国の ECC 加盟という国際政治との関連を指摘し、Zeff [2002] は、IASB が会計基準設定過程においてさまざまな「政治的」⁸⁾ 圧力にさらされていることを指摘している。

他方、会計の政治化が不可避であり、会計基準が中立的であり得ないとしたならば、そしてそれが研究者にとって共通の理解となっているならば、具体的な事象をとらえて、ことさらに「会計の政治化」を指摘することは必ずしも意味のあることとはいえないという指摘がある(大日方 [2007] 151 ページ)。そのため、より重要な課題は、会計が政治化していることを指摘することではなく、それによって顕在化される会計基準設定や会計規制のメカニズムを明らかにすることかもしれない⁹⁾。本稿は、このような課題に取り組んだ試みの一つである。

8) Zeff [2002] は、政治的とは「投資家やその他の財務諸表利用者の利益に有害な影響をもたらす作成者やその他の者の自己利益に基づく意見や申し立て、あるいは「経済的帰結」をもたらす現象」(Zeff [2002] p. 43.) と定義している。

Ⅲ ケース：金融危機への対応と正統性

金融危機の経緯を詳細に記述することは本稿の目的ではないが、ここで簡単な経緯を整理してみたい¹⁰⁾。

米国における金利の上昇に伴い 2007 年夏にサブプライムローンの借り手の破綻が顕在化した。米国では住宅ローンが複雑な過程を経て証券化されており、サブプライム問題の顕在化は証券価格の暴落を招くとともに、世界各国の金融機関に大きな損失を発生させた。特に欧州の金融機関の損失が甚大であり、損失補てんのため、株式や債券の売却が行われ、株式や債券価格のさらなる下落を招き、金融機関の財務体質の悪化による信用不安・金融危機へとつながっていった。さらに、2008 年のベアー・スターンズ (Bear Stearns)、リーマン・ブラザーズ (Lehman Brothers) の破綻により金融危機は世界的な規模に発展することとなった。このような状況の中で、金融機関の評価損に公正価値会計を適用した場合、多大な損失を計上することになり、金融機関は危機に陥るため、公正価値会計が議論の対象となったのである。

本節では、はじめに金融危機をめぐる議論の整理を行い、次に金融危機への IASB の具体的な対応を述べ、最後に IASB の対応を正統性モデルに基づいて整理・分析することを試みる。

9) 例えば、大石 [2000] は、会計の政治化を論じる中で、米国証券取引委員会 (SEC) が公益の名の下に、プライベート・セクターの基準設定主体を緩衝として利用するという米国における規制のメカニズムを明らかにしている (大石 [2000] 77 ページ)。

10) 金融危機に関する経緯を述べたものとして、川北 [2008]、あらた監査法人 [2009]、田中 [2009]、山田 [2009a]・[2009b]、山田他 [2009]、ならびに吉田 [2009] がある。また、IAS Plus ウェブサイトの Credit Crunch in the Global Financial Market のページ (<http://www.iasplus.com/crunch/creditcrunch.htm>) から、金融危機に関する詳細な資料がダウンロードできる。

1 金融危機をめぐる議論

(1) 2つの時価会計凍結論

金融危機と公正価値の問題は、本来、別問題であるとする意見 (Ryan [2008], Véron [2008]) がある一方で、Hopwood [2009] は、今回の金融危機が会計の実務と研究領域の両方に重要なインプリケーションをもたらしたと指摘し、特に、公正価値の拡大を敵視するような議論が各国内の基準設定主体のみならず IASB を巻き込むかたちで起こったと指摘している (Hopwood [2009] p. 797)。このような時価会計凍結論の主要な問題点には、①時価の算定方法の見直しを求める議論と②時価会計の枠組みそのものの変更に関する議論があった (吉井 [2009] 48 ページ)。

第一の問題点は、「サブプライムローンの信用リスクの悪化が証券化によって連鎖し、保有金融機関等のポジション圧縮による一斉の売り圧力が市場機能の急激な低下、異常な流動性のリスクプレミアムの増加」(吉田 [2009] 26 ページ)を招いた状況の中で、はたして市場価格(「投売り価格」)は公正価値として適切なものといえるのかという点、加えて、本来「活発な市場がない場合の公正価値測定は利益操作の機会を提供する可能性がある」(田中 [2009] 22 ページ)という点だった¹¹⁾。

第二の問題点は、金融商品目的区分の変更に関して、IASB が「米国基準と同一の条件にすべきとの EU からの要請に応えるために、草案の公表を経ることなしに緊急に決定した」(田

中, 同上論文 23 ページ) ことである。このことは、公正価値会計の「部分的撤退」(斎藤 [2009] 20 ページ)を意味するとともに、IASB ないしは IFRS に対する市場の信頼を大いに損なう結果となった (斎藤 [2009], 田中 [2009], 徳賀 [2009b], および吉井 [2009])。

(2) 公正価値会計の問題点

金融危機において、公正価値会計が問題となった理由をより深く理解するためには、公正価値会計が本来持っている理論的課題を理解する必要がある。ここでは、一般的な企業にとっての公正価値の問題点と金融機関にとっての公正価値の問題点を分けて考えてみる。

[一般的な企業にとっての公正価値の問題点]

公正価値の利用、および適用範囲を拡大するような動きが、現在、基準設定主体の共通のコンセンサスとなっている一方で、公正価値会計の問題点として、①見積りの信頼性の問題と②ボラティリティ (volatility) の上昇、が指摘されている (Barth [2004], Barth [2007], Schipper [2005], および Landsman [2007])。

第一の問題は、競争的市場も擬制的な市場も存在しない場合、理論モデルに基づいた見積りには、将来キャッシュフローに関する経営者もしくは市場の期待が反映されるため、はたしてそれが信頼に足るものであるといえるのか、という問題である。第二の問題は、「公正価値評価によってオンバランスされた自己創設のれんの価値変化は、利益か純資産に反映されるので、その分、利益および/または純資産のボラティリティを高める」(徳賀 [2009a] 151 ページ)という問題である。

Barth [2004] は、そもそも現実世界が不安定であるため、「取得原価ベースの数値にボラティリティが少ないならば、それは現実を糊塗した結果である」(Barth [2004] p. 323)と指摘する。他方、Penman [2007] は、①理想的な公正価値

11) この点に関して、2008年9月30日に米国証券取引委員会 (SEC) と財務会計基準審議会 (FASB) は、共同声明で①活発な市場が存在しない場合、レベル2のインプットよりもレベル3のインプットが適切な場合があること、②ある取引が適切であるか否かは判断の問題であること、等を明らかにしている。さらに IASB も 10月2日にプレスリリースの中で公正価値の解釈について IFRS は米国基準と整合的である旨明らかにしている。

会計において貸借対照表は企業価値を十分に表した簿価を報告するが利益情報には意味がないこと、および②理想的な取得原価主義会計において貸借対照表は企業価値を報告しないが利益は企業価値を十分に表していることを指摘し、「公正価値には意味があるが、理想的な公正価値を実現できない場合には取得原価主義会計が代替案を提供できるいくつかの特性を有している」(Penman [2007] p. 37)と主張している。さらに、公正価値会計は概念レベルでは多くのプラス面を持っているが¹²⁾、概念と実際上の導入は別問題であり、公正価値が出口価値であると定義されるならばマイナス面が増加する可能性があることを指摘している (Penman, *Ibid.*, p. 42)。いずれにしても、理論的には公正価値会計の優位性を主張することはできないことが分かる (Cairns [2006], Plantin et al. [2008], Sunder [2009])。また、実証研究においても同様な議論が行われている (Landsman [2007], Fiechter [2009])。

[金融機関における公正価値会計の問題]

金融機関に関する公正価値の問題を考えた場合、利益数値のボラティリティの上昇がもたらす金融システムにおけるプロシクリカリティ (procyclicality)、すなわち景気循環増幅効果の可能性が指摘されている (ECB [2004], ECB [2006], Matherat [2008], 高寺 [2008], および高寺・草野 [2009])。

ECB [2004] は、欧州中央銀行が国際会計基準設定における公正価値会計の広範な利用に関して関心を持つ理由として、金融商品のボラティリティの上昇による金融安定化への影響

12) 例えば、Nobes [2005] や BCBS [2006] は公正価値オプションの導入によって、IAS 第 39 号が要求する多くの複雑性を回避もしくは単純化できる可能性を指摘している。また、徳賀 [2009a] は、「整合性を追求した帰結としての公正価値会計」という側面があることを指摘している。

の存在を挙げている。公正価値会計採用が銀行の財務諸表にもたらす4つのシナリオとして、①信用の質の悪化、②利子率の予測できない変化、③不動産市場の危機、および④株価の急激な調整、があり、公正価値会計の広範な利用によって、経済実体の変化がより迅速に財務諸表に反映されるため銀行の損益勘定のボラティリティが上昇すると指摘している (ECB [2004] pp. 76-78)。さらに、リスクの迅速な認識が透明性の上昇につながる一方で、プロシクリカリティを増加させると指摘している (*Ibid.*, p. 78)。

このようなボラティリティの上昇とそれがもたらすプロシクリカリティの増加への懸念が、欧州におけるIAS 第 39 号の一部に関するカーブアウトにつながったことを多くの論者が指摘している¹³⁾。さらに、この問題と関連してEUにおけるエンドースメント・プロセスがIASBの基準設定における独立性の最大の脅威となっていること (Fleckner [2008] p. 301)¹⁴⁾、金融機関が国際会計基準設定のガバナンスにおいて最も重要な影響をもたらしていること (Perry and Nölk [2005] p. 17) が指摘されている。

(3) 小括

金融危機によって公正価値会計に関する議論が起こったが、それは①活発でない市場における公正価値測定の問題、および②金融商品保有

13) 例えば Brackney and Witmer [2005], Schipper [2005], Whittington [2005], Armstrong and Jagolinzer [2005], Armstrong et al. [2007], 草野 [2007], および潮崎 [2007] を参照されたい。

14) Fleckner [2008] は、「エンドースメント・プロセスは、IASBに影響をおよぼす機会を提供している。このような影響は第一に政治的なものであるが、それは、同時に政府機関のみならず会計士や発行体といった財務諸表の利用者による不平のためのフォーラム (a forum for complaints) として機能している」(Fleckner [2008] p. 301) と指摘している。

目的区分の変更問題、に分けることができる。加えて、公正価値本来の問題点として、(a)公正価値の信頼性の問題、および(b)ボラティリティの問題（とそれがもたらす金融システムにおけるプロシクリシティへの懸念）があった。①の問題は、(a)の信頼性の問題と直接関連している。他方、(b)の問題が議論される中で、特にEUの金融機関の基準設定過程への影響力の問題が指摘されていた。そのため、この問題は、②の問題とも深く関連していることが分かる。

2 金融危機へのIASBの対応

(1) 「リーマン・ショック」以前

2008年4月に、金融安定化フォーラム¹⁵⁾ (Financial Stability Forum, 以下、FSFとする)からIASBに対して、以下の3点に対して対応するよう要請があった (FSF [2008] pp. 25-28)。すなわち、①オフバランスの事業体のための会計と開示に関する基準の改善、②公正価値の評価とその方法論、ならびに公正価値評価に付随する不確実性に関するより良い開示を達成するための会計基準の強化、および③市場が活発でなくなった場合の金融商品の評価に関するガイダンスの強化、である。さらに、これを受けて、同月11日のG7声明では、IASBと関連する会計基準設定主体に対して、①オフバランス関連会社に対する会計および情報開示の基準の改善、②特に市場が緊張下にある場合の金融商品の評価に関する公正価値会計のガイダンスの向上、のために迅速な行動を取るよう勧告が行われた (G7 [2008])。

これらの要請に対して、IASBは2008年6月、公正価値評価に関する専門家諮問パネル (Expert Advisory Panel) を設置し、以後、継続的な審議を行うこととなった。10月末には、

IASB 専門家諮問パネルの報告書が提出され、それを要約したかたちで「公正価値ガイダンス」が公表された。

(2) 「リーマン・ショック」以後

2008年9月のリーマン・ブラザーズの破綻後、米国では、2008年9月28日に緊急経済安定化法案 (10月3日成立) が提出された。法案には、①SECがSFAS第157号の適用を中止する権限を持つとの規定、②SECに対する時価会計が金融機関にとって適切なものであるかに関する研究報告の要請、が含まれていた。さらに、9月30日、SECとFASBは共同声明で、活発な市場が存在しない場合、経営者による見積値が公正価値として適切な場合があることを指摘した。

他方、IASBは、EU4ヶ国首脳および蔵相会議の要請に応じて、通常のデュー・プロセスを停止した上で、10月13日にIAS第39号とIFRS第7号を改正する「金融資産の保有目的区分の変更」 (IASB [2008]) を公表し、「特定の状況のもとでは保有の途中で目的を変更し、それに伴って、適用される会計基準を変更することを認める決定」 (醍醐 [2009] 38 ページ) をすることによって「金融資産の再分類」を可能とした。これは「9月以降の世界的な金融市場の悪化に対応するもので、デュー・プロセスを通さずに即座に基準化するという大変異例な私たちをとっており、再分類を通じて金融資産の原価評価への道を開いた」 (あらた監査法人 [2009] 109 ページ) ものであった。

(3) G20 ワシントン・サミット以降

2008年11月の米国ワシントンDCにおける「金融・世界経済に関する首脳会合」 (G20 ワシントン・サミット) では、会計基準に関して短期的項目として、①市場混乱時における証券の価格評価のガイダンス強化、②オフバランス事業体のための会計および開示の基準に関する脆

15) 2009年4月のG20 ロンドン・サミット後、金融安定理事会 (Financial Stability Board : FSB) へと改組されている。

弱性への対処、および③国際会計基準設定主体のガバナンス強化、が指摘されるとともに、中期的項目として、(i)主要なグローバル会計基準設定主体（具体的にはIASBとFASB）は、単一かつ高品質の会計基準を設定するという目的のために精力的に活動を行うこと、(ii)規制当局、監督者および会計基準設定主体は高品質な会計基準の一貫性のある適用とその執行を確保するために相互に協力すること、が首脳宣言・行動計画の中に盛り込まれていた（G20 [2008]）。短期的項目のうち、①②はFSF報告書を踏襲したものである。③のガバナンス改革は、IASC財団（以下、IASCFとする）が2007年より定款改訂の準備を進めており、これと連動したものであった¹⁶⁾。

ワシントン・サミット以降、規制当局サイドにおいては、G20とFSFを中心に議論が進められ、基準設定主体サイドでは、IASBとFASBによって新たに設置された金融危機諮問グループ（Financial Crisis Advisory Group：FCAG）などにおいて議論が進められた。中心的な論点として、①プロシクリカリティに関連した金融機関の貸出金の引当に関する問題、および②金融商品会計の保有区分の簡素化の問題があった。また、2008年4月の段階では、「金融市場の透明性といったいわばミクロの問題（金融商品の時価やオフバランスシート事業体の取扱い）に焦点が当てられていたのに対し、リーマン・ショック以降、金融機関の貸出とこれを通じた経済全体の安定性といったマクロの問題に移ってきた」（井上他 [2009] 42ページ）ことが指摘されている。

ガバナンス改革の要請に対して、IASBは、2009年1月、モニタリング・ボードの設置を公表し、同4月、モニタリング・ボードとIASCF

評議員会との初会合が開催されている。モニタリング・ボードの設置目的として、基準設定プロセスにおける独立性を維持しながら、公的な説明責任を強化するためとされており、メンバーには、EC、SECおよび金融庁の責任者、IOSCO新興市場委員会および専門委員会の議長、さらにバーゼル委員会がオブザーバーとして参加している。具体的な機能として、評議員（トラスティー）の選任とIASBの会計基準設定プロセスに関する評議員の監視、がある（IASCF [2009]）。

以上のように、金融危機へのIASBの対応として、①オフバランスの事業体と金融商品の評価に関する会計基準の継続的審議、②EUの要請による金融商品会計基準の区分表示変更の容認、③プロシクリカリティの問題、さらに④ガバナンス改革、に大別できる。特に②の対応が問題となったのは前述の通りである。

3 正統性モデルによる整理および分析

金融危機へのIASBの対応を、正統性モデルに即して整理するならば、国際会計基準設定主体（IASB）の正統性と国際会計基準そのもの（IFRS）の正統性の各構成要素間の緊張関係、より具体的には、最大ユーザーであるEUの意向および政治的圧力、すなわち利用者のニーズの原則を基礎とする「組織構造による正当化」や「策定プロセスによる正当化」といったIASBの正統性（の構成要素）、「他の組織による強制力や資源の利用」や「理論的整合性」といったIFRSの正統性（の構成要素）との緊張関係ととらえることができる。

これらの経緯を分離・妥協・システムの優占という分析枠組みでどのように解釈することができるのだろうか？

16) 定款は5年ごとに見直すこととされており、2000年以後、2005年に見直され、2010年に次の改訂が予定されていた。

(1) 分離・妥協・システムの優占による分析
[分離]

金融危機に対する IASB の対応の中で、①オフバランス事業体の会計基準、および②金融商品の評価ならびに区分表示の問題は、以後、継続的に議論されることになる。他方、金融商品の再分類に関しては、「カーブアウトすることによって IFRS へむかう世界全体の時計の針の動きを逆に戻すような事態を起こすことを、是非とも阻止したかった」(山田他 [2009], 山田発言, 92 ページ) という政治的配慮に基づくものであり、本質的には、「緊急対応」(山田他 [2009], 平松発言, 90 ページ)、「限定的な対応」(山田他 [2009], 山田発言, 91 ページ)であると指摘されるとともに、2008 年 10 月の「金融資産の再分類」(IASB [2008]) の中では、「稀な状況においてのみ」¹⁷⁾ (only in rare circumstances; IASB [2008] para. 50B) という規定が存在していた。そのため、IASB は、「稀なケース」において、新たなカーブアウトを回避するために、通常のケースでは重視される組織構造上の原則である「策定プロセスによる正当化」(デュー・プロセス)あるいは「理論的整合性」を分離したと解釈することができる。このような分離を行うことによって、IASB は実務的な要請によって活動を行いながら、EU によるエンドースメントという構造、すなわち、「他の組織による強制力」を維持しようとしたのである。

[妥協]

IASB は、自らが進めていた定款見直しと G20 からの要請を受け、ガバナンス改革として IASCF¹⁸⁾ モニタリング・ボードを設立した。IASB は従来、IASCF 評議員に対する説明責任

を有しているだけだったが、モニタリング・ボードの設置によりレファレンス組織 (reference organizations) である金融規制当局に対する説明責任がより明確化されたとともに、結果として多くのレファレンス組織をモニタリング・ボードというかたちで IASB を中心とする規制のネットワーク内部へと明示的に取り込むこととなった。ここで、レファレンス組織とは、「ネットワーク活動が行われている環境の中で、一般的に重要かつ権威を持ったものとして認められた組織」(Tamm Hallström [2004] p. 152) のことである。IASB にとって、EU や SEC あるいは G20 などがレファレンス組織として機能している。

設置目的として、組織および基準設定の独立性を維持しつつ、公的な説明責任 (public accountability) を果たすためのものであると説明されているが、本来、組織および基準設定の独立性と説明責任は緊張関係にあると考えられる。そのため、このような対応は、独立性を重視する「専門知識の原則」による「組織構造と策定プロセスによる正当化」と「上位組織による基準設定権限の付与・承認」との妥協 (基準設定主体の正統性の構成要素間の妥協) と解釈することができる。

[システムの優占]

IASB が、従来、禁止されていた金融商品の再分類を認めることは、欧州企業に対して米国との対等な立場を提供することになるため、欧州企業に便益をもたらすことになる (ただしこれはグローバルな便益ではなく、あくまで欧州企業、特に欧州の銀行に対する便益である)。このことは、会計基準の改訂が、最大の顧客であり IFRS の承認権限を持つ EU および欧州委

17) 「稀な状況」とは、「通常ではなく、かつ、近い将来再発する可能性が極めて低い単独の事象から生じるもの」(IASB [2008], para. BC104D; ASBJ [2008c], 脚注 2) とされている。

18) IASB 定款の改定により、2010 年 3 月 1 日より従来の IASC 財団 (IASCF) は IFRS 財団 (IFRS Foundation: IFRSF) へと名称が変更された。

委員会のニーズに対するIASB側の対応であり、このような対応は「基準の採用がもたらす便益による正当化」が優先された、と解釈することができる。

欧州における国際会計基準のエンドースメントの際、IAS第39号のうち①公正価値オプション、および②ヘッジ会計の一部、がカーブアウトされた。特に公正価値オプションがカーブアウトされた理由は、企業が公正価値オプションを金融負債に適用した場合に、公正価値オプションが不適切に用いられるとの欧州中央銀行ならびに規制当局による懸念からである。そして、金融機関が国際会計基準設定のガバナンスにおいて最も重要な影響力を有しているとともに、EUにおけるエンドースメント・プロセスがIASBの独立性に関する最大の脅威として存在していることが指摘されていた。このことは、IASBが、つねに最大顧客であるEUの要請を優先してきたことを示唆している（「組織構造による正当化」（利用者のニーズ）のシステムの優占）。他方、利用者ニーズのシステムの優占は、再帰性によって、EUによるIFRSのエンドースメント・メカニズム（「他の組織による強制力や資源の利用」）の維持につながるとともに、さらには、IASBへの「上位組織による基準設定権限の付与・承認」をより確かなものとするようになる。

（2）正統性の危機

2008年10月13日の「金融資産の保有目的区分の変更」(IASB [2008])の公表に前後して、IASBの正統性に2つの危機が存在したことを指摘できる。

公表前には、EUから「EUの銀行が他の市場の銀行に比べて不利を被るような状況を欲してはいない」ため、「米国との対等な立場（level playing field）」(EC委員長Barrosoの発言、Barroso [2008] p. 2)を求め¹⁹⁾、新たなカーブアウトをちらつかせながら、「組織を吹き飛ばす

ほどの単刀直入な脅し（blunt threat）」(IASB議長Tweedieの発言、House of Common [2008] Q. 186)があった。このことは、たんにIFRSに対する「他の組織による強制力」の喪失を意味しているだけでなく、他の地域での新たなカーブアウトの可能性をも示唆するものだった。

他方、同基準の公表後、欧州の政治的圧力に屈し、デュー・プロセスを停止したことは「批判の対象」(西川 [2009] 11ページ)となった。特に、米国では、基準設定プロセスに対する政治的介入への反対意見が強く²⁰⁾、SEC新委員長Schapiroは「IASBの独立性と自らの基準設定プロセスを監視する能力、さらにそのプロセスの厳格さ」に対して懸念（concerns）を表明した（2009年1月19日、米国上院銀行住宅都市委員会における発言²¹⁾）。また、IASB/FASB金融危機諮問グループ（FCAG）の第1回会議において、デュー・プロセスと投資家の信頼との関連について指摘がされている（FCAG [2009] para. 44）。このことは、同基準の公表が、「策定プロセスによる正当化」（IASBの正統性）に影響をもたらしたこと、さらに「他の組織の強制力や資源の利用」「理論的整合性」によって、IFRSの正統性にも影響をもたらす可能性があったことを示唆している。

19) 金融商品の区分変更に関して、国際会計基準と米国基準には、①「売買目的」（公正価値の変動が損益として認識される）からそれ以外の区分（「満期保有」「売却可能」）に再区分することを認めるか否か、②「売却可能」から「貸出金及び債権区分」への振替を認めるか否か、および③金融商品の減損に関する違い、が存在していた（山田他 [2009], 89ページ）。

20) 例えば、財務会計財団（FAF）議長Denhamは2008年10月2日に上下両院と政府の有力者に対して、SFAS第157号「公正価値測定」の停止措置に関する政治介入に対して懸念を表明する書簡を送っている（Denham [2008]）。

21) <http://www.iasplus.com/pastnews/2009jan.htm#schapiro>を参照されたい。

このような危機に並行するかたちで、IASBではガバナンス改革が行われた。これに関連して、井上他 [2009] は、今回の金融危機の中で顕在化した会計基準をめぐる議論への金融監督当局の関与の変化を指摘している。すなわち、従来、金融監督当局は、証券監督者国際機構 (IOSCO)、バーゼル銀行監督委員会 (BCBS)、保険監督者国際機構 (IAIS) などの金融監督当局の国際機構を通じて、IFRS の設定プロセスに対する意見発信を行ってきた。しかしながら、危機の中で、G20 や金融安定化フォーラムの作業部会における金融安定化と会計基準の関係に関する議論に直接参加するなど、より多面的な関係を持つようになった。さらに、SEC や金融庁による金融危機諮問グループ (FCAG) やモニタリング・ボードへの直接参加、積極的意見発信が行われるようになった²²⁾。すなわち、間接的関与から「高次元かつ多面的な取組み」(井上他 [2009] 47 ページ) へと変化したのである。このような変化の中で、ガバナンス改革は、「IASC 財団が自らと IASB の説明責任、正統性および独立性を強化しようとする努力」(IOSCO [2008]) として評価されたのだった。

正統性モデルの特徴は、IFRS の正統性と IASB の正統性との間に、正統性を持った基準設定主体が設定する基準ゆえ正統性を持ち得る、さらに正統性を持った基準を設定する基準設定主体ゆえ正統性を持ち得るという再帰性 (reflexivity) の存在を想定していることであった。再帰性の存在によって、基準それ自体の正統性に疑念が存在した場合でも、基準設定主体の正統性が保持されたならば、結果的に基

準それ自体の正統性が維持されることになる。すなわち、一方の正統性が、他方の正統性の維持・修復機能を持つというメカニズムが存在している。

IASB は、金融危機において、EU による新たなカーブアウトと EU という最大顧客の支持を失うかもしれないという危機に直面するとともに、デュー・プロセスを無視した会計基準の改訂を行ったことによって、米国を中心とする EU 域外における会計基準そのもの (IFRS) と基準設定主体 (IASB) に対する市場の信頼を損なうという危機に直面することとなった。他方、IASB はガバナンス改革を実行し、IASB を中心とするネットワークの内部にレファレンス組織を明示的に取り込むとともに説明責任の明確化を行った (「上位組織による基準設定権限の付与・承認」の明確化)。さらに、レファレンス組織からの直接的かつ多面的な支持、およびガバナンス改革によってデュー・プロセスを徹底させることは IASB に対する「策定プロセスによる正当化」、さらには IFRS に対する「他の組織による強制力」をもたらすことになる。基準設定主体の正統性は、再帰性の存在によって、基準そのものの正統性の維持もしくは修復のために機能したのである。

IV おわりに

本稿の目的は、IASB の金融危機への対応に関して、国際会計基準の正統性という観点から分析を行い、会計の政治化により顕在化される会計基準設定や会計規制のメカニズムを明らかにすることであった。

先行研究の分析から、金融危機をめぐる議論は、①活発でない市場における公正価値測定の問題、②金融商品保有目的区分の変更問題、さらには、公正価値本来の問題点として、③公正価値の信頼性の問題、および④ボラティリティの問題 (とそれがもたらす金融システムにおけ

22) 例えば、2009年9月のG20ピッツバーグ・サミットにおいて、国際金融規制の強化のために、独立した基準設定プロセスによる単一で高品質かつグローバルな会計基準の達成および2011年6月までのコンバージェンスの完成が要請された。また、IASBの枠組みの中により多くの利害関係者を取り込むべきことが指摘された (G20 [2009] para. 14)。

るプロシクリカリティへの懸念)へと整理できることが分かった。

IASBの金融危機への対応に関する分析から、①IASBが、新たなカーブアウトを回避するために、「策定プロセスによる正当化」(デュー・プロセス)を分離して、EUによるエンドースメントという構造、すなわち、「他の組織による強制力」を維持しようとしたこと、②デュー・プロセスを無視したことに対する米国を中心とする欧州域外からの懸念に対して、「組織構造による正当化」と「上位組織による基準設定権限の付与・承認」との妥協によりモニタリング・ボードを設立し、IASBの正統性の維持・修復を行ったこと、および③ある種の危機の中で、IASBがつねに最大顧客であるEUのニーズに基づき「組織構造による正当化」の優先を行ってきたこと、が分かった。

最後に、本稿の特徴として、①金融危機に関する論考のサーベイを行い、問題点を明確化したこと、②分離・妥協・システムの優占という枠組みを利用することによって、単なる会計の政治化といった議論からは見えてこない基準設定における複雑な構造を提示したこと、が指摘できる。

参考文献

- Armstrong, C. S. and A. D. Jagolinzer [2005] "The IAS39 'Carve-Out': How the European Union Hedged Its Exposure to the International Standard on Derivatives and Hedging," *Harvard Business School Case*, No. A-191.
- Armstrong, C. S., M. E. Barth, A. D. Jagolinzer, and E. J. Riedl [2007] "Market Reaction to the Adoption of IFRS in Europe," *Working Paper*, SSRN No. 903429.
- Arnold, P. J. [2009] "Institutional Perspectives on the Internationalization of Accounting," in Chapman, C. S., D. J. Cooper, and P. B. Miller (eds.) *Accounting, Organizations, and Institutions*, Oxford, Oxford University Press, pp. 48-64.
- Barroso, J. M. D. [2008] "Remarks of President Barroso on Financial Crisis," SPEECH/08/479, Press Conference, Brussels, 1st October 2008.
- Barth, M. E. [2004] "Fair Values and Financial Statement Volatility," in Borio C., W. C. Hunter, G. G. Kaufman, and K. Tsatsaronis (eds), *Market Discipline across Countries and Industries*, Massachusetts, The MIT Press.
- [2007] "Standard-setting Measurement Issues and the Relevance of Research," *Accounting and Business Research, Special Issue: International Accounting Policy Forum*, pp. 7-15.
- Basel Committee on Banking Supervision (BCBS) [2006] *Supervisory Guidance on the Use of the Fair Value Option for Financial Instruments by Banks*, Bank for International Settlements, Basel, June 2006.
- Benston, G. J., M. Bromwich, and A. Wagenhofer [2006] "Principles-Versus Rules-Based Accounting Standards: The FASB's Standard Setting Strategy," *ABACUS*, Vol. 42, No. 2, pp. 165-188.
- Brackney, K. S. and P. R. Witmer [2005] "The European Union's Role in International Standards Setting: Will Bumps in the Road to Convergence Affect the SEC's Plan?" *The CPA Journal*, Vol. 75, No. 11, pp. 18-27.
- Cairns, D. [2006] "The Use of Fair Value in IFRS," *Accounting in Europe*, Vol. 3, pp. 5-22.
- Carpenter, V. L. and E. H. Feroz [2001] "Institutional Theory and Accounting Rule Choice: An Analysis of Four US State Governments' Decisions to Adopt Generally Accepted Accounting Principles," *Accounting Organizations and Society*, Vol. 26, pp. 565-596.
- Council of the European Union (CEU) [2008] "Immediate Responses to Financial Turmoil: Council Conclusions — Ecofin Council of 7 October 2008," Luxembourg, 7 October 2008, 13930/08 (Presse 284).
- DiMaggio, P. J. and W. W. Powell [1983] "The Iron Cage Revisited: Institutional Isomorphism and Collective Rationality," *American Sociological Review*, Vol. 48, April, pp. 147-160.
- Eaton, S. B. [2005] "Crisis and the Consolidation of International Accounting Standards: Enron, the

- IASB, and America," *Business and Politics*, Vol. 7, No. 3, Article 4.
- European Central Bank (ECB) [2004] "The Impact of Fair Value Accounting on the European Banking Sector: A Financial Stability Perspective," *European Central Bank Monthly*, February 2004, pp. 69-81.
- (ECB) [2006] *Assessment of Accounting Standards from a Financial Stability Perspective*, (online only) (<http://www.ecb.int/pub/pdf/other/assessmentaccountingstandards2006en.pdf>).
- Fiechter, P. [2009] "Application of the Fair Value Option under IAS 39: Effects on the Volatility of Bank Earnings," *Working Paper*, SSRN No. 1392207.
- Financial Crisis Advisory Group (FCAG) [2009] *Meeting Summary-Open Sessions*, January 20, 2009.
- Financial Stability Forum (FSF) [2008] *Report of the Financial Stability Forum on Enhancing Market and Institutional Resilience*, April 7, 2008.
- Fleckner, A. M. [2008] "FASB and IASB: Dependence Despite Independence," *Virginia Law & Business Review*, Vol. 3, No. 2 (Fall 2008), pp. 275-309.
- G7 [2008] *Statement of G-7 Finance Ministers and Central Bank Governors*, Washington, DC, April 11, 2008.
- G20 [2008] *Declaration Summit on Financial Markets and the World Economy*, Washington, DC, November 15, 2008.
- G20 [2009] *Leaders' Statement: The Pittsburgh Summit*, September 24-25, 2009.
- Hopwood, A. G. [1994] "Some Reflections on the Harmonization of Accounting within the EU," *The European Accounting Review*, Vol. 3, No. 2, pp. 241-253.
- [2000] "Understanding Financial Accounting Practice," *Accounting Organizations and Society*, Vol. 25, pp. 763-766.
- [2009] "The Economic Crisis and Accounting: Implications for the Research Community," *Accounting Organizations and Society*, Vol. 34, pp. 797-802.
- House of Common [2008] *Minutes of Evidence Taken before Treasury Committee Banking Crisis, Uncorrected Transcript of Oval Evidence*, House of Commons (HC 1167-ii), November 11, 2008.
- International Accounting Standards Board (IASB) [2008] *Reclassification of Financial Assets (Amendments to IAS 39 Financial Instruments: Recognition and Measurement and IFRS 7 Financial Instruments: Disclosures)*, October, 2008, IASB.
- IASCF [2009] *Press Release: Trustees Enhance Public Accountability through New Monitoring Board, Complete First Part of Constitution Review*, January 29, 2009, IASCF.
- IOSCO [2008] *IOSCO Technical Committee Statement on Accounting Standards Development and Enforcement*, Madrid, 21 October 2008.
- Khan, U. [2009] "Does Fair Value Accounting Contribute to Systemic Risk in the Banking Industry?" *Working Paper*, SSRN No. 1327596.
- Landsman, W. R. [2007] "Is Fair Value Accounting Information Relevant and Reliable? Evidence from Capital Market Research," *Accounting and Business Research, Special Issue: International Accounting Policy Forum*, pp. 19-30.
- Matherat, S. [2008] "Fair Value Accounting and Financial Stability: Challenges and Dynamics," *Financial Stability Review* (Banque de France), No. 12, October 2008, pp. 53-63.
- Meyer, J. and B. Rowan [1977] "Institutionalized Organizations: Formal Structure as Myth and Ceremony," *American Journal of Sociology*, Vol. 83, No. 2, pp. 340-363.
- Nobes, C. W. [2005] "Rules-Based Standards and the Lack of Principles in Accounting," *Accounting Horizons*, Vol. 19, No. 1, pp. 25-34.
- Paradis, L. F. and S. B. Cummings [1986] "The Evolution of Hospice in America toward Organizational Homogeneity," *Journal of Health and Social Behavior*, Vol. 27, No. 4, pp. 370-386.
- Penman, S. H. [2007] "Financial Reporting Quality: Is Fair Value a Plus or a Minus?" *Accounting and Business Research, Special Issue: International Accounting Policy Forum*, pp. 33-44.
- Perry, J. and A. Nölk [2005] "International Account-

- ing Standard Setting: A Network Approach," *Business & Politics*, Vol. 7, No. 3, Article 5.
- Plantin, G., H. Sapra, and H. S. Shin [2008] "Fair Value Accounting and Financial Stability," *the University of Chicago Graduate School of Business Research Paper*, No. 08-15, available at SSRN: 1275395.
- Ryan, S. G. [2008] "Accounting in and for the Subprime Crisis," *The Accounting Review*, Vol. 83, No. 6, pp. 1605-1638.
- Schipper, K. [2005] "The Introduction of International Accounting Standards in Europe: Implications for International Convergence," *The European Accounting Review*, Vol. 14, No. 1, pp. 101-126.
- Solomons, D. [1978] "The Politicization of Accounting: The Impact of Politics on Accounting Standards," *The Journal of Accountancy*, Vol. 146, No. 5, pp. 65-72.
- [1983] "The Political Implications of Accounting and Accounting Standard Setting," *Accounting & Business Research*, Vol. 83, No. 50, pp. 107-118.
- Suchman, M. C. [1995] "Managing Legitimacy: Strategic and Institutional Approaches," *Academy of Management Review*, Vol. 20, No. 3, pp. 571-610.
- Sunder, S. [2009] "Kobe Forum Perspectives on Japanese Accounting and Management Research" (シヤム・サンダー; 山地秀俊編著『日本のもの造り組織指向の会計と国際会計』神戸大学経済経営研究所・研究叢書第70号) 165-180ページ。
- Tamm Hallström, K. [2004] *Organizing International Standardization — ISO and the IASC in Quest of Authority*, Massachusetts: Edward Elgar Publishing.
- Trichet, J. C. [2004] *Letter from the ECB President to the Chairman of International Accounting Standards Board of 6 September 2004: Exposure Draft of Proposed Amendments to IAS 39 — The Fair Value Option*, available at http://www.ecb.int/pub/pdf/other/378_04_09_06_letter_iasb_signeden.pdf.
- Tweedie, S. D. [2009] "Accounting Standards: A Global Response to a Global Crisis" (「会計基準: 国際的な危機への国際的な対応」『季刊 企業会計』第25巻) 2-12ページ。
- Véron, N. [2008] "Fair Value Accounting is The Wrong Scapegoat for this Crisis," an article prepared for publication in a special joint issue of *Revue d'Economie Financière* and *Risques*, June 2008.
- Whittington, G. [2005] "The Adoption of International Accounting Standards in the European Union," *The European Accounting Review*, Vol. 14, No. 1, pp. 127-153.
- Zeff, S. A. [2002] "'Political' Lobbying on Proposed Standards: A Challenge to the IASB," *Accounting Horizons*, Vol. 16, No. 1, pp. 43-54.
- Zimmermann, J., J. Werner, and P. B. Volmer [2008] *Global Governance in Accounting Rebalancing Public Power and Private Commitment*, Basingstoke, Palgrave Macmillan.
- あらた監査法人企業会計研究会 [2009] 「金融危機における金融商品の公正価値評価をめぐる」『企業会計』第61号第1号, 106-109ページ。
- 石川雅之 [1990] 「会計基準設定過程における利害抗争といわゆる『会計の政治化』」『尾道短期大学研究紀要』第39集第1号, 65-88ページ。
- 井上俊剛・原寛之・齋藤和紀 [2009] 「会計基準を巡る国際動向」『季刊 会計基準』第25巻, 38-48ページ。
- 大石桂一 [2000] 『アメリカ会計規制論』白桃書房。
- 大日方隆 [2007] 『アドバンスト財務会計 理論と実証分析』中央経済社。
- 川北英隆 [2008] 「サブプライム問題の本質」『企業会計』第60巻第11号, 58-65ページ。
- 企業会計基準委員会 (ASBJ) [2008a] 「実務対応報告第25号『金融資産の時価の算定に関する実務上の取扱い』」2008年10月28日。
- [2008b] 「公開草案に対するコメントの公表」2008年12月4日。
- [2008c] 「実務対応報告第26号『債権の保有目的区分の変更に関する当面の取扱い』の適用期間の満了について」2008年12月5日。
- [2009] 「金融商品会計の見直しに関する論点の整理」2009年5月29日。
- 草野真樹 [2005] 『利益会計論——公正価値評価と業績報告』森山書店。
- [2007] 「公正価値会計の動向とその論点——金融

- 商品の会計処理を中心として——」大阪経済大学ワーキング・ペーパー・シリーズ, No. 2007-6。
- [2009]「金融資産の減損——FASBとIASBの会計基準の相違点と検討課題」『企業会計』第61巻第7号, 58-66 ページ。
- 古賀智敏 [2009]「金融危機と公正価値会計のゆくえ——新たな財務報告の構築に向けて——」『企業会計』第61巻第3号, 4-10 ページ。
- 斎藤静樹 [2009]「会計基準グローバル化の展望と課題——時価会計の見直しにふれて——」『企業会計』第61巻第1号, 18-24 ページ。
- [2010]「コンバージェンスの岐路とIFRSの求心力」『企業会計』第62巻第2号, 6-13 ページ。
- 真田正次 [2008]「国際会計基準の正統性に関する一考察——Tamm Hallströmの著書を中心として——」『経済論叢』第182巻第4号, 69-94 ページ。
- [2009]「国際会計基準の正統性モデルに関する一考察——正統性モデルの構成要素——」『経済論叢』第183巻第1号, 63-77 ページ。
- 澤邊紀生 [1998]『国際金融規制と会計制度』見洋書房。
- 潮崎智美 [2007]「金融商品会計」(梶田龍三・由井敏範編著『現代会計学と会計ビッグバン』森山書店) 158-167 ページ。
- 醍醐聡 [2009]「金融商品の保有目的別会計の抜本的改編」『企業会計』第61巻第7号, 38-47 ページ。
- 高寺貞男 [2002]「会計基準設定過程への議会の関与とその機能変化」『大阪経大論集』第53巻第3号, 205-220 ページ。
- [2008]「サブプライム会計とその信用循環同調的影響」『大阪経大論集』第59巻第3号, 149-155 ページ。
- 高寺貞男・草野真樹 [2009]「サブプライム会計の批判的研究」『大阪経大論集』第59巻第6号, 179-186 ページ。
- 田中健二 [2009]「活発な市場がない場合の公正価値測定」『企業会計』第61巻第7号, 18-23 ページ。
- 徳賀芳弘 [2000]『国際会計論』中央経済社。
- [2009a]「公正価値会計の意味——概念の明確化と経済社会へのインパクト——」(シャム・サンダー; 山地秀俊編著『日本のもの造り組織指向の会計と国際会計』神戸大学経済経営研究所・研究叢書第70号) 121-164 ページ。
- [2009b]「国際財務報告基準への日本の対応——連単分離を論ずる枠組み——」『税経通信』8月臨時増刊号, 3-10 ページ。
- [2010]「公正価値会計の行方——パラダイム転換の分岐点としての金融負債の公正価値評価」『企業会計』第62巻第1巻, 18-21 ページ。
- 西川郁生 [2009]「金融商品会計基準の見直し」『季刊会計基準』第26号, 10-13 ページ。
- 藤沼亜起 [2009]「IASB・唯一のグローバル会計基準機関への目標を視野に——国際会計基準委員会財団の定款変更提案・モニタリング・グループの設置など」『企業会計』第61巻第2号, 4-11 ページ。
- 三井秀範 [2010]「企業会計を巡る内外の動向」『企業会計』第62巻第2号, 2-3 ページ。
- 山田辰己 [2009a]「IFRS設定の現状と展望」『企業会計』第61巻第1号, 52-60 ページ。
- [2009b]「会計基準の国際的統一の意義と課題」『企業会計』第61巻第8号, 26-32 ページ。
- 山田辰己・金兎昭・平松一夫 [2009]「特別鼎談 国際会計基準の現状と世界の課題」『税経通信』第64巻第1号, 70-96 ページ。
- 吉井一洋 [2009]「時価会計凍結の影響——保有目的区分の変更を中心に——」『企業会計』第61巻第7号, 48-57 ページ。
- 吉田康英 [2009]「見積りによる金融商品の時価測定と開示」『企業会計』第61巻第7号, 24-30 ページ。